

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 号
件 名	市発行の領収済通知書に新潟市指定金融機関名を記載することについて
要 旨	<p>情報開示請求に基づいて情報開示される文書のコピー代を納付することができる、市指定の金融機関名を領収済通知書に明記していただきたい。</p> <p>領収済通知書には納入場所として、「①新潟市指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関、※ゆうちょ銀行及び郵便局でも納付できます。②市役所・各区役所・各出張所・各連絡所の窓口、納入場所について、詳しくは左記担当課までお問い合わせください。」と記載されています。</p> <p>4月18日に情報開示のため監査委員事務局を訪れ、職員に納付場所を聞くと、「この近くにはないので、第四北越銀行の本店に行ってください。」と教示された。昼食時間帯に差しかかっており、銀行が閉まってしまうと1時間待たされると思い、慌てて事務局を飛び出した。2つ目の信号を越えたところに銀行があり、「北」と書かれた看板があったので、第四北越銀行と思い込み、飛び込みました。昼休み時間帯に入るところで、入り口のシャッターを閉めようとしていました。料金を納付し、領収日付印を見たところ、北陸銀行と分かりました。</p> <p>監査委員事務局の職員は、近くにある北陸銀行が新潟市指定金融機関等であることを知らなかったのです。これが初めてではなく、市役所本館の第四北越銀行の出張所まで行き、納付した後、再度、監査委員事務局を訪れたこともありました。</p> <p>以上のことから、領収済通知書に「納入場所について、詳しくは左記担当課までお問い合わせください」と書かれているのに、それが履行されていないため、領収済通知書に納入場所を記載することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年6月12日 総務常任委員会
受 理	令和5年5月31日 第142号